

表 低炭素リース信用保険の告示（令和5年度告示改正後）

	低炭素リース信用保険告示	エネルギー環境適合製品告示番号													
太陽光発電設備	<p>太陽光エネルギーを電気に変換する設備のうち、太陽電池モジュールのセル実効変換効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準変換効率以上のものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="320 398 756 521"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準変換効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリコン単結晶系太陽電池</td> <td>16.0パーセント</td> </tr> <tr> <td>シリコン多結晶系太陽電池</td> <td>15.0パーセント</td> </tr> <tr> <td>シリコン薄膜系太陽電池</td> <td>8.5パーセント</td> </tr> <tr> <td>化合物系太陽電池</td> <td>12.0パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>（備考）「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、日本産業規格C8960において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。 セル実効変換効率＝モジュールの公称最大出力／（太陽電池セルの合計面積×放射照度） 太陽電池セルの合計面積＝1セルの全面積×1モジュールのセル数 放射照度＝1000W/m² 1セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。</p>	区分	基準変換効率	シリコン単結晶系太陽電池	16.0パーセント	シリコン多結晶系太陽電池	15.0パーセント	シリコン薄膜系太陽電池	8.5パーセント	化合物系太陽電池	12.0パーセント	1項一号			
区分	基準変換効率														
シリコン単結晶系太陽電池	16.0パーセント														
シリコン多結晶系太陽電池	15.0パーセント														
シリコン薄膜系太陽電池	8.5パーセント														
化合物系太陽電池	12.0パーセント														
風力発電装置	風力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる装置をいう。	1項二号													
水力発電設備	水力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる設備をいう。	1項四号													
地熱発電設備	地熱エネルギーを回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる設備をいう。	1項五号													
太陽熱利用装置	<p>熱交換により太陽熱を利用するための装置のうち、日集熱効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準日集熱効率以上のものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="333 1068 952 1214"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>日集熱効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">集熱媒体・機能 液体</td> <td>集熱器の形状・透過体 平板形透過体付き</td> <td>40パーセント以上</td> </tr> <tr> <td>真空ガラス管形</td> <td>40パーセント以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気</td> <td>平板形 透過体付き</td> <td>30パーセント以上</td> </tr> <tr> <td>透過体なし</td> <td>10パーセント以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>（備考）「日集熱効率」とは、集熱器の1日の単位面積当たりの集熱量（集熱媒体平均温度から、周囲温度を差し引いた値が10Kかつ一日当たりの日射量が20,000kJ/m²であるときの値を日本産業規格A4112に準拠して算出したもの）を、集熱器総面積に入射する単位面積当たりの太陽放射エネルギー又はソーラーシミュレーターによって受けるエネルギーの1日の積分値で除した値をいう。</p>	区分		日集熱効率	集熱媒体・機能 液体	集熱器の形状・透過体 平板形透過体付き	40パーセント以上	真空ガラス管形	40パーセント以上	空気	平板形 透過体付き	30パーセント以上	透過体なし	10パーセント以上	1項六号
区分		日集熱効率													
集熱媒体・機能 液体	集熱器の形状・透過体 平板形透過体付き	40パーセント以上													
	真空ガラス管形	40パーセント以上													
空気	平板形 透過体付き	30パーセント以上													
	透過体なし	10パーセント以上													
雪氷熱利用装置	雪又は氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。）を熱源として利用するための装置のうち、当該雪又は氷の貯蔵設備を有するものに限る。	1項七号													
地中熱利用設備	地中熱を利用するための設備をいう。	1項八号													
バイオマス利用装置	<p>バイオマス利用装置（次のイからハまでのいずれかに該当するものに限る。）</p> <p>イバイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を発電に利用するためのもの ロバイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料から得られる熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するためのもの ハバイオマスを原材料とする燃料を製造するためのもの</p>	1項九号													
高効率蒸気ボイラ	<p>蒸気ボイラのうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。</p> <p>イ発生する燃焼廃熱により燃焼用空気又は供給される水を予熱するための熱交換を行う機構を有するもの ロ供給する蒸気の圧力の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するもののうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が92パーセント以上のもの。</p>	2項一号													

高効率温水ボイラ	供給する温水の温度の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するボイラのうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が90パーセント以上のものに限る。	2項二号						
熱電併給型動力発生装置	<p>ガス・石油等を燃料として、エンジン、タービン等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給システムのうち、日本産業規格B8121に定めるコージェネレーションシステムに準じて算出された総合効率又は発電効率（発電端）いずれかが、次の表に掲げる基準（低位発熱量基準）以上のものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="331 412 705 483"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>総合効率</th> <th>発電効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>82パーセント以上</td> <td>41パーセント以上</td> </tr> </tbody> </table>	基準		総合効率	発電効率	82パーセント以上	41パーセント以上	2項三号
基準								
総合効率	発電効率							
82パーセント以上	41パーセント以上							

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。）第18条第27号に掲げる交流電動機のうち、交流電動機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成26年経済産業省告示第218号）の3に定める測定方法に基づき測定したエネルギー消費効率を、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。

区分		〈目標基準値〉
定格周波数 又は基底周波数	定格出力	基準エネルギー消費効率
60ヘルツ	0.75キロワット以上0.925キロワット未満	85.5
	0.925キロワット以上1.85キロワット未満	86.5
	1.85キロワット以上4.6キロワット未満	89.5
	4.6キロワット以上9.25キロワット未満	91.7
	9.25キロワット以上13キロワット未満	92.4
	13キロワット以上16.75キロワット未満	93
	16.75キロワット以上26キロワット未満	93.6
	26キロワット以上33.5キロワット未満	94.1
	33.5キロワット以上41キロワット未満	94.5
	41キロワット以上50キロワット未満	95
	50キロワット以上100キロワット未満	95.4
	100キロワット以上130キロワット未満	95.8
	130キロワット以上375キロワット以下	96.2
50ヘルツ	0.75キロワット	82.5
	1.1キロワット	84.1
	1.5キロワット	85.3
	2.2キロワット	86.7
	3キロワット	87.7
	4キロワット	88.6
	5.5キロワット	89.6
	7.5キロワット	90.4
	11キロワット	91.4
	15キロワット	92.1
	18.5キロワット	92.6
	22キロワット	93
	30キロワット	93.6
	37キロワット	93.9
	45キロワット	94.2
	55キロワット	94.6
	75キロワット	95
	90キロワット	95.2
110キロワット	95.4	
132キロワット	95.6	
160キロワット	95.8	
200キロワット以上375キロワット以下	96	
その他	備考参照	

(備考)

1.測定して得られたエネルギー消費効率の値に、表(1)及び表(2)に掲げる係数 a から f をそれぞれ乗じ、小数点以下2桁を四捨五入した数値で評価を行うものとする。なお、表(1)に掲げる定格出力以外の出力の場合（60ヘルツ）、その出力の前後にある表(1)の定格出力間の中間点以上となるものには高い定格出力の係数 a から c を、中間点未満となるものには低い定格出力の係数 a から c を用いることとする。

表(1)60ヘルツにおける出力別係数

定格出力 [キロワット]	2極 係数a	4極 係数b	6極 係数c
0.75	1.1104	1.0000	1.0364
1.1	1.0298	1.0000	0.9886
1.5	1.0117	1.0000	0.9774
2.2	1.0347	1.0000	1.0000
3.7	1.0113	1.0000	1.0000
5.5	1.0246	1.0000	1.0077
7.5	1.0166	1.0000	1.0077
11	1.0154	1.0000	1.0076
15	1.0220	1.0000	1.0142
18.5	1.0207	1.0000	1.0065
22	1.0207	1.0000	1.0065
30	1.0184	1.0000	1.0000
37	1.0161	1.0000	1.0043
45	1.0150	1.0000	1.0053
55	1.0192	1.0000	1.0095
75	1.0138	1.0000	1.0042
90	1.0042	1.0000	1.0042
110	1.0084	1.0000	1.0000
150	1.0084	1.0000	1.0042
185~375	1.0042	1.0000	1.0042

表(2)50ヘルツにおける出力別係数

定格出力 〔キロワット〕	2極 係数d	4極 係数e	6極 係数f
0.75	1.0223	1.0000	1.0456
1.1	1.0169	1.0000	1.0383
1.5	1.0131	1.0000	1.0339
2.2	1.0093	1.0000	1.0285
3	1.0069	1.0000	1.0245
4	1.0057	1.0000	1.0207
5.5	1.0045	1.0000	1.0182
7.5	1.0033	1.0000	1.0146
11	1.0022	1.0000	1.0122
15	1.0022	1.0000	1.0099
18.5	1.0022	1.0000	1.0098
22	1.0032	1.0000	1.0087
30	1.0032	1.0000	1.0075
37	1.0021	1.0000	1.0064
45	1.0021	1.0000	1.0053
55	1.0032	1.0000	1.0053
75	1.0032	1.0000	1.0042
90	1.0021	1.0000	1.0032
110	1.0021	1.0000	1.0032
132	1.0021	1.0000	1.0021
160	1.0021	1.0000	1.0021
200~375	1.0021	1.0000	1.0021

2.表中その他の区分の基準エネルギー消費効率Eは、次の式で算出された値とする。

$$E = A_0 \times (\log_{10} (P_N / P_C))^3 + B_0 \times (\log_{10} (P_N / P_C))^2 + C_0 \times \log_{10} (P_N / P_C) + D_0$$

ここで、E：基準エネルギー消費効率（単位パーセント）

P_N ：定格出力（単位キロワット）

P_C ：1（単位キロワット）

A_0 ：0.0773、 B_0 ：-1.8951、 C_0 ：9.2984、 D_0 ：83.7025（補間係数）

ただし、極数が2極又は6極のものについては、測定して得られたエネルギー消費効率の値に、2極であれば係数gを、6極であれば係数hを乗じて算出された値（小数点以下2桁を四捨五入した数値）で評価を行うものとする。

$$\text{係数 } g = (A_0 \times (\log_{10} (P_N / P_C))^3 + B_0 \times (\log_{10} (P_N / P_C))^2 + C_0 \times \log_{10} (P_N / P_C) + D_0) / (A_1 \times (\log_{10} (P_N / P_C))^3 + B_1 \times (\log_{10} (P_N / P_C))^2 + C_1 \times \log_{10} (P_N / P_C) + D_1)$$

ここで、 P_N ：定格出力（単位キロワット）

P_C ：1（単位キロワット）

高効率電動機（つづき）

$A_1 : 0.3569$ 、 $B_1 : -3.3076$ 、 $C_1 : 11.6108$ 、 $D_1 : 82.2503$ （補間係数）

$$\text{係数 } h = (A_0 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^3 + B_0 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^2 + C_0 \times \log_{10}(P_N/P_C) + D_0) / (A_2 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^3 + B_2 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^2 + C_2 \times \log_{10}(P_N/P_C) + D_2)$$

ここで、 P_N ：定格出力（単位キロワット）

P_C ：1（単位キロワット）

$A_2 : 0.1252$ 、 $B_2 : -2.6130$ 、 $C_2 : 11.9963$ 、 $D_2 : 80.4769$ （補間係数）

3.3 定格（6 定格）を含み出荷する場合、200ボルト／60ヘルツ（400ボルト／60ヘルツ）については、測定して得られたエネルギー消費効率の値に、次の表に掲げる係数*i*～*k*をそれぞれ乗じ、小数点以下 2 桁を四捨五入した数値で評価を行うものとする。なお、3 定格と 6 定格の定義は以下のとおり。

3 定格：200ボルト／50ヘルツ、200ボルト／60ヘルツ、220ボルト／60ヘルツ、400ボルト／50ヘルツ、400ボルト／60ヘルツ及び440ボルト／60ヘルツ

6 定格：200ボルト／50ヘルツ、200ボルト／60ヘルツ、220ボルト／60ヘルツ、400ボルト／50ヘルツ、400ボルト／60ヘルツ及び440ボルト／60ヘルツ

定格出力 〔キロワット〕	2極 係数 <i>i</i>	4極 係数 <i>j</i>	6極 係数 <i>k</i>
0.75	1.1325	1.0130	1.0452
1.1	1.0485	1.0188	1.0023
1.5	1.0298	1.0188	0.9908
2.2	1.0468	1.0147	1.0170
3.7	1.0229	1.0147	1.0170
5.5	1.0362	1.0099	1.0246
7.5	1.0246	1.0099	1.0246
11	1.0244	1.0109	1.0221
15	1.0310	1.0142	1.0288
18.5	1.0286	1.0119	1.0207
22	1.0286	1.0119	1.0207
30	1.0262	1.0107	1.0107
37	1.0227	1.0107	1.0150
45	1.0215	1.0106	1.0128
55	1.0258	1.0032	1.0171
75	1.0192	1.0032	1.0117
90	1.0095	1.0032	1.0117
110	1.0138	1.0042	1.0074
150	1.0126	1.0042	1.0116
185～375	1.0084	1.0042	1.0116

高効率変圧器

省エネ法施行令第18条第18号に掲げる変圧器のうち、変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成24年経済産業省告示第71号）の3に定める測定方法に基づき測定したエネルギー消費効率次表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を上回らないものに限る。なお、日本産業規格C4304及びC4306に規定する標準仕様状態で使用しない変圧器については、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の右辺に、油入変圧器にあっては1.10を、モールド変圧器にあっては1.05をそれぞれ乗じた式として取り扱うものとする。

2項五号

変圧器の種類	相数	区分		基準エネルギー消費効率
		定格周波数	定格容量	
油入変圧器	単相	50ヘルツ	—	$E = 11.2S^{0.732}$
		60ヘルツ	—	$E = 11.1S^{0.725}$
	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E = 16.6S^{0.696}$
			500キロボルトアンペア超	$E = 11.1S^{0.809}$
		60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E = 17.3S^{0.678}$
			500キロボルトアンペア超	$E = 11.7S^{0.790}$
モールド変圧器	単相	50ヘルツ	—	$E = 16.9S^{0.674}$
		60ヘルツ	—	$E = 15.2S^{0.691}$
	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E = 23.9S^{0.659}$
			500キロボルトアンペア超	$E = 22.7S^{0.718}$
		60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E = 22.3S^{0.674}$
			500キロボルトアンペア超	$E = 19.4S^{0.737}$

	<p>(備考)</p> <p>1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。</p> <p>2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。</p> <p>3 E 及び A は、次の数値を表すものとする。</p> <p>E : 基準エネルギー消費効率</p> <p>S : 定格容量 (単位 キロボルトアンペア)</p>	
高効率切削加工機	被加工材を回転させて加工を行う機構又は被加工材を固定させて加工を行う機構を有する切削加工機のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のもの、アキュムレータ仕様のもの若しくは可変容量形ポンプを用いた油圧制御装置を有するものに限る。	2項六号
高効率研削盤	外面研削、内面研削、端面研削又は平面研削を行う機構を有する研削盤のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のもの、アキュムレータ仕様のもの若しくは可変容量形ポンプを用いた油圧制御装置を有するものに限る。	2項七号
高効率特殊加工機	レーザ又は被加工物及び電極の放電現象を用いて加工を行う機構を有する特殊加工機のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のもの、アキュムレータ仕様のもの若しくは可変容量形ポンプを用いた油圧制御装置を有するものに限る。	2項八号
高効率液圧プレス	ラムを駆動させる油圧ポンプ用モータを有する液圧プレスのうち、サーボモータ又はインバータ方式により油圧制御を行うものに限る。	2項九号
サーボ駆動式機械プレス	サーボモータと直結する駆動軸によりラムを駆動させる機械プレスをいう。	2項十号
高効率鍛造機	鍛造機のうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。	2項十一号
	イサーボモータと直結する駆動軸によりラムを駆動させるもの ロサーボモータ又はインバータ方式による油圧制御によりラムを駆動させるもの	
低燃費型建設機械	土木建築に関する工事及び河川、道路その他の施設の維持管理作業の用に供される機械のうち、次のイからへまでのいずれかに該当するものに限る。	2項十二号
	イ作業強度に応じて、エンジンの回転数を制御し、又は作動部に供給される油圧を切り換える機構を有するもの ロ作動部の操作レバーの位置が中立であるときのエンジン回転をアイドル回転とする機構を有するもの ハ作動部の負荷を検知して、油圧を調整するポンプを有するもの ニ作動部の作業状態に対応して変化する油圧ポンプの負荷を検知して当該油圧ポンプの合計馬力をエンジン馬力以内に制御する機構を有するもの ホ油圧ポンプから供給される油圧を複数の作動部の作業状態に対応して調整する機構を有するもの ヘ廃エネルギーの回収及び充電を行う機能を有するもの	
高効率業務用厨房機器	業務の用に供する厨房機器のうち、次のイからニまでのいずれかに該当するものに限る。	2項十三号
	イ内炎式バーナ又は火炎角度を内向きにした低輻射バーナを搭載したもの ロ低輻射型ガス厨房機器（燃焼式の厨房機器のうち、空気断熱構造を有するものに限る。） ハ電磁誘導加熱方式によるもの ニヒートポンプ加熱方式による廃熱回収装置を有するもの	
高効率燃焼式工業炉	燃焼式工業炉のうち、次のイからハまでのいずれかに該当するものに限る。	2項十四号
	イ廃熱回収装置（リジェネバーナ、熱交換器又は廃熱ボイラをいう。）を有するもの ロプロセスガス低減装置を有するもの ハ空燃比精密制御装置を有するもの	
高効率電気式工業炉	電気式工業炉のうち、ソリッドステート型変換装置を有するものに限る。	2項十五号
断熱強化型工業炉	工業炉のうち、炉内部壁が高性能断熱材によって構成されているものに限る。	2項十六号
原材料予熱型工業炉	工業炉のうち、炉の加熱帯から排出される炉内ガスによって被加熱物を予熱するものに限る。	2項十七号

高性能工業炉廃熱回収式 燃焼装置	燃焼装置のうち、発生する廃ガスを回収し、蓄熱式交換装置により燃焼用空気を予熱するものに限る。	2項十八号
高効率生型造型機	生砂を用いて鋳型を造型する機械のうち、生砂の投入量を自動的に調整する機能を有するものに限る。	2項十九号
高効率砂処理機械	砂処理機械のうち、熱再生機構を有しないものに限る。	2項二十号
高効率中子除去装置	中子除去装置のうち、高速振動機及びノッカー機構を有するものに限る。	2項二十一号
省エネルギー型ダイカストマシン	ダイカストマシンのうち、次のイ又はロのいずれかーに該当するものに限る。 イサーボモータ又はインバータ方式により油圧ポンプ用電動機の制御を行うもの ロ電動化機構により型締、押出又は射出を行うもの	2項二十二号
高効率溶解設備	次のイ又はロのいずれかーに該当するものに限る。 イ高効率熱交換器を有するキュボラ ロ予熱機構を有する電気溶解設備	2項二十三号
高効率保冷装置搭載貨物自動車	保冷装置（ベルト駆動コンプレッサ式エジェクタサイクル冷凍機、スクロールコンプレッサ式冷凍機又は発電式冷凍機を有し、かつ、荷室内の空気との熱交換を行う機構を有するものに限る。）を搭載した貨物の運送の用に供する普通自動車又は小型自動車をいう。	2項二十九号
高効率吸収式冷凍機	空気調和用の冷水を供給する冷凍機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するものうち、定格消費熱電効率（日本工業規格B8622に基づいて算出された数値をいう。以下同じ。）が1.2以上のものに限る。	2項三十一号
高効率吸収式冷温水機	空気調和用の冷温水を供給する冷温水機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するものうち、冷房時の定格消費電熱効率が1.21以上のものに限る。	2項三十二号
廃熱投入型吸収式冷凍機	冷凍機であって、廃熱により吸収液の予熱又は冷媒の再生を行う機構を有するものうち、定格消費熱電効率が1.2以上のものに限る。	2項三十三号
廃熱投入型吸収式冷温水機	冷温水機であって、他から供給される熱又は温水を利用する機構を有するものうち、冷房時の定格消費電熱効率が1.21以上のものに限る。	2項三十四号

高効率ターボ冷凍機	<p>空気調和用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心式圧縮機を用いるものであって、期間成績係数（日本産業規格B8621に基づいて算出された数値をいう。）が7.0以上のもの、又は冷媒をハイドロフルオロオレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするものに限る。</p>	2項三十五号																																										
高効率ヒートポンプ熱源機	<p>次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。</p> <p>イ冷水又は冷温水を供給する空冷式のチリングユニット（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のものに限る。</p> <p>ロ冷水を供給する水冷式のチリングユニット（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.8以上のものに限る。</p>	2項三十六号																																										
高効率ガスエンジンヒートポンプ	<p>室外機がガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプのうち、エネルギー消費効率が次の表に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率以上のものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="341 629 1038 1084"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>基準エネルギー消費効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷房能力(kW)</td> <td>日本工業規格B8627(2015)又は日本工業規格B8627-1(2006)適合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.1超28未満</td> <td>日本工業規格B8627(2015)適合機種</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本工業規格B8627-1(2006)適合機種</td> <td>1.42</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適合外機種</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>28以上35未満</td> <td>日本工業規格B8627(2015)適合機種</td> <td>1.22</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本工業規格B8627-1(2006)適合機種</td> <td>1.67</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適合外機種</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td>35以上67未満</td> <td>日本工業規格B8627(2015)適合機種</td> <td>1.36</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本工業規格B8627-1(2006)適合機種</td> <td>1.86</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適合外機種</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td>67以上</td> <td>日本工業規格B8627(2015)適合機種</td> <td>1.36</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本工業規格B8627-1(2006)適合機種</td> <td>1.86</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適合外機種</td> <td>1.23</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)</p> <p>「エネルギー消費効率」は、日本工業規格B8627（2015）適合機種（日本工業規格B8627に適合する製品をいう。）にあっては同規格に基づいて算出された期間成績係数とし、日本工業規格B8627-1（2006）適合機種（平成27年10月20日に廃止された日本工業規格B8627-1（2006）に適合する製品をいう。）にあっては同規格に基づいて算出された期間成績係数とし、これら以外の製品にあっては室外機の定格冷房能力及び定格暖房能力の和を当該室外機の定格ガス消費量及び定格消費電力を一次エネルギー換算した数値の和で除して得た数値とする。</p>	区分		基準エネルギー消費効率	冷房能力(kW)	日本工業規格B8627(2015)又は日本工業規格B8627-1(2006)適合		7.1超28未満	日本工業規格B8627(2015)適合機種	1.04		日本工業規格B8627-1(2006)適合機種	1.42		適合外機種	1.15	28以上35未満	日本工業規格B8627(2015)適合機種	1.22		日本工業規格B8627-1(2006)適合機種	1.67		適合外機種	1.33	35以上67未満	日本工業規格B8627(2015)適合機種	1.36		日本工業規格B8627-1(2006)適合機種	1.86		適合外機種	1.33	67以上	日本工業規格B8627(2015)適合機種	1.36		日本工業規格B8627-1(2006)適合機種	1.86		適合外機種	1.23	2項三十七号
区分		基準エネルギー消費効率																																										
冷房能力(kW)	日本工業規格B8627(2015)又は日本工業規格B8627-1(2006)適合																																											
7.1超28未満	日本工業規格B8627(2015)適合機種	1.04																																										
	日本工業規格B8627-1(2006)適合機種	1.42																																										
	適合外機種	1.15																																										
28以上35未満	日本工業規格B8627(2015)適合機種	1.22																																										
	日本工業規格B8627-1(2006)適合機種	1.67																																										
	適合外機種	1.33																																										
35以上67未満	日本工業規格B8627(2015)適合機種	1.36																																										
	日本工業規格B8627-1(2006)適合機種	1.86																																										
	適合外機種	1.33																																										
67以上	日本工業規格B8627(2015)適合機種	1.36																																										
	日本工業規格B8627-1(2006)適合機種	1.86																																										
	適合外機種	1.23																																										

省エネ法施行令第18条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成21年経済産業省告示第213号）に定める業務用エアコンディショナーであって、同告示3(2)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。

区分			基準 エネルギー 消費効率
形態及び 機能	室内機 の種類	冷房能力	
複数組合せ形 のもの及び 下記以外のもの	四方向力 セット形	3.6キロワット 未満	E=6.0
		3.6キロワット 以上10.0キロ ワット未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0キロワット 以上20.0キロ ワット未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$
		20.0キロワット 以上28.0キロ ワット以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$
	四方向力 セット形以 外	3.6キロワット 未満	E=5.1
		3.6キロワット 以上10.0キロ ワット未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0キロワット 以上20.0キ ロワット未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$
		20.0キロワット 以上28.0キ ロワット以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$
マルチタ イプのも ので室 内機の 運転を個 別制御 するもの	10.0キロワット 未満	E=5.7	
	10.0キロワット 以上20.0キ ロワット未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$	
	20.0キロワット 以上40.0キ ロワット未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$	
	40.0キロワット 以上50.4キ ロワット以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$	
室内機 が床置 きでダク ト接続形 のもの 及びこれ に類する もの	直吹き形	20.0キロワット 未満	E=4.9
		20.0キロワット 以上28.0キ ロワット以下	E=4.9
	ダクト形	20.0キロワット 未満	E=4.7
		20.0キロワット 以上28.0キ ロワット以下	E=4.7

(備考)

- 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。
- 2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。以下同じ。
- 3 E及びAは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率

A：冷房能力（単位キロワット）

高効率家庭用エアコン ディショナー	<p>省エネ法施行令第21条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等に定める家庭用エアコンディショナーであって、同告示3(2)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="395 264 804 1585"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th rowspan="2">基準 エネルギー 消費効率</th> </tr> <tr> <th>ユニットの 形態</th> <th>冷房能力</th> <th>室内機の 寸法タイプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">直吹き形 で壁掛け 形のもの</td> <td rowspan="2">3.2キロ ワット以下</td> <td>寸法規定 タイプ</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>寸法フリー タイプ</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3.2キロ ワット超 4.0キロ ワット以下</td> <td>寸法規定 タイプ</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>寸法フリー タイプ</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>4.0キロ ワット超 5.0キロ ワット以下</td> <td></td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>5.0キロ ワット超 6.3キロ ワット以下</td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>6.3キロ ワット超 28.0キロ ワット以下</td> <td></td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">直吹き形 で壁掛け 形以外の もの(マル チタイプ のもの のうち室内 機の運転 を個別制 御するも のを除く</td> <td>3.2キロ ワット以下</td> <td></td> <td>5.2</td> </tr> <tr> <td>3.2キロ ワット超 4.0キロ ワット以下</td> <td></td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>4.0キロ ワット超 28.0キロ ワット以下</td> <td></td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">マルチタイ プのもの であって 室内機の 運転を個 別制御す るもの</td> <td>4.0キロ ワット以下</td> <td></td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>4.0キロ ワット超 7.1キロ</td> <td></td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>7.1キロ ワット超 28.0キロ</td> <td></td> <td>5.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 「寸法規定タイプ」とは、室内機の横幅寸法800ミリメートル以下かつ高さ295ミリメートル以下の機種をいう。「寸法フリータイプ」とは、寸法規定タイプ以外のものをいう。</p>	区分			基準 エネルギー 消費効率	ユニットの 形態	冷房能力	室内機の 寸法タイプ	直吹き形 で壁掛け 形のもの	3.2キロ ワット以下	寸法規定 タイプ	5.8	寸法フリー タイプ	6.6	3.2キロ ワット超 4.0キロ ワット以下	寸法規定 タイプ	4.9	寸法フリー タイプ	6	4.0キロ ワット超 5.0キロ ワット以下		5.5	5.0キロ ワット超 6.3キロ ワット以下		5	6.3キロ ワット超 28.0キロ ワット以下		4.5	直吹き形 で壁掛け 形以外の もの(マル チタイプ のもの のうち室内 機の運転 を個別制 御するも のを除く	3.2キロ ワット以下		5.2	3.2キロ ワット超 4.0キロ ワット以下		4.8	4.0キロ ワット超 28.0キロ ワット以下		4.3	マルチタイ プのもの であって 室内機の 運転を個 別制御す るもの	4.0キロ ワット以下		5.4	4.0キロ ワット超 7.1キロ		5.4	7.1キロ ワット超 28.0キロ		5.4	2項三十九号
区分			基準 エネルギー 消費効率																																														
ユニットの 形態	冷房能力	室内機の 寸法タイプ																																															
直吹き形 で壁掛け 形のもの	3.2キロ ワット以下	寸法規定 タイプ	5.8																																														
		寸法フリー タイプ	6.6																																														
	3.2キロ ワット超 4.0キロ ワット以下	寸法規定 タイプ	4.9																																														
		寸法フリー タイプ	6																																														
	4.0キロ ワット超 5.0キロ ワット以下		5.5																																														
	5.0キロ ワット超 6.3キロ ワット以下		5																																														
	6.3キロ ワット超 28.0キロ ワット以下		4.5																																														
直吹き形 で壁掛け 形以外の もの(マル チタイプ のもの のうち室内 機の運転 を個別制 御するも のを除く	3.2キロ ワット以下		5.2																																														
	3.2キロ ワット超 4.0キロ ワット以下		4.8																																														
	4.0キロ ワット超 28.0キロ ワット以下		4.3																																														
マルチタイ プのもの であって 室内機の 運転を個 別制御す るもの	4.0キロ ワット以下		5.4																																														
	4.0キロ ワット超 7.1キロ		5.4																																														
	7.1キロ ワット超 28.0キロ		5.4																																														
蓄熱式空気調和装置	空気調和用の冷温水を供給する空気調和装置であって、ヒートポンプ方式熱源装置又は冷凍機及び蓄熱槽を有するものうち、定格日量冷却効率(定格日量冷却能力を冷却に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して得た数値をいう。以下同じ。)又は定格日量加熱効率(定格日量加熱能力を加熱に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して得た数値をいう。以下同じ。)が2.2以上のものに限る。	2項四十号																																															
氷蓄熱式空気調和機	電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の空気調和機であって、1の室外機につき、2以上の室内機(室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る。)及び氷蓄熱槽を有するものうち、定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率が3.0以上のものに限る。	2項四十一号																																															
冷媒用コンデンシング ユニット	インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うもの又は冷媒をハイドロフルオロオレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするものに限る。	2項四十二号																																															

イ省エネ法施行令第18条第11号に掲げる電気冷凍庫のうち、電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成25年経済産業省告示第35号)に定める業務用冷凍庫であって、同告示3(2)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を上回らないもの又は冷媒をハイドロフルオロオレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするもの。

区分		基準エネルギー消費効率の算定式
区分名	形状	
3A	縦型	$E_2 = 1.96V_2 + 186n_F + 295d_F + 788$
3B	横型	$E_2 = 4.12V_2 + 157n_F + 157d_F + 349$
4A	チェストフリーザー	$E_2 = 1.16V_2 + 211$
4B	冷凍ストッカー	$E_2 = 1.39V_2 + 359$

(備考)

- 1 「縦型」とは、日本産業規格 B 8630 (2009) に規定する外形寸法に基づく高さ (以下「外形高さ寸法」という。) (単位ミリメートル) が1,000ミリメートル超の機器であって前開き形のをいう。以下同じ。
 - 2 「横型」とは、外形高さ寸法が、1,000ミリメートル以下の機器であって前開き形のをいう。以下同じ。
 - 3 「チェストフリーザー」とは、上開き形であって、上方に引き上げる形状の扉をもつものとする。
 - 4 「冷凍ストッカー」とは、上開き形であって、左右にスライドする形状の扉をもつものとする。
 - 5 E_2 は基準エネルギー消費効率 (単位キロワット時毎年) の数値を表すものとする。
 - 6 V_2 は調整内容積 (単位リットル) であって、次の表の左欄に掲げる区分名ごとに右欄に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値とする。
- d は日本産業規格 B 8630 (2009) に規定する外形寸法に基づく奥行き (以下「外形奥行き寸法」という。) (単位ミリメートル) をいう。
- V_F は冷凍室の定格内容積 (単位リットル) をいう。

区分名	調整内容積
3A	$V_2 = 800 / d \times V_F$
3B	$V_2 = 600 / d \times V_F$
4A	$V_2 = V_F$
4B	$V_2 = V_F$

(注記) ただし、上記の算定式の結果、調整内容積が区分名「3A」であって500以下の場合は500、区分名「3B」であって75以下の場合は75、区分名「4A」であって250以下の場合は250、区分名「4B」であって50以下の場合は50の数値を用いるものとする。

- 7 n_F は冷凍室の観音扉にセンターピラーを設けていない箇所数をいう。
- 8 d_F は多扉 (次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の右欄の標準扉枚数を超えるものをいう。以下同じ。) のものにあっては $d_F = 1$ とし、その他のものにあっては $d_F = 0$ とする。

種類		標準扉枚数
形状	外形幅寸法	
縦型	825ミリメートル以下	2
	825ミリメートル超1,650ミリメートル以下	4
	1,650ミリメートル超	6
横型	1,050ミリメートル以下	1
	1,050ミリメートル超1,650ミリメートル以下	2
	1,650ミリメートル超	3

(注記) 外形幅寸法とは、日本産業規格 B 8630 (2009) で規定する外形寸法に基づく幅 (単位ミリメートル) をいう。

ロ 省エネ法施行令第18条第10号に掲げる電気冷蔵庫のうち、電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第34号）に定める業務用冷蔵庫であって、同告示3(2)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を上回らないもの又は冷媒をハイドロフルオロオレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするもの。

区分				基準エネルギー消費効率の算定式
区分名	冷蔵庫の種類	形状	インバータ制御電動機	
1A	冷蔵庫	縦型	有	$E_2=0.345V_2+86n_R+64d_R+315$
1B			無	$E_2=0.766V_2+86n_R+64d_R+106$
1C		横型	—	$E_2=1.12V_2+70n_R+34d_R+237$
2A	冷凍冷蔵庫	縦型	—	$E_2=0.872V_2+86n_R+64d_R+186n_F+295d_F-113$
2B		横型	—	$E_2=2.43V_2+70n_R+34d_R+157n_F+157d_F-183$

(備考)

1 E 2 は基準エネルギー消費効率（単位キロワット時毎年）の数値を表すものとする。

2 V 2 は調整内容積（単位リットル）であって、次の表の左欄に掲げる区分名ごとに右欄に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値とする。

d は外形奥行き寸法（単位ミリメートル）をいう。

V R は冷蔵庫の定格内容積（単位リットル）をいう。

V F は冷凍室の定格内容積（単位リットル）をいう。1

区分名	調整内容積
1A	$V_2=800/d \times V_R$
1B	$V_2=800/d \times V_R$
1C	$V_2=600/d \times V_R$
2A	$V_2=800/d \times (V_R+2.48V_F)+887$
2B	$V_2=600/d \times (V_R+3.74V_F)+336$

(注記) ただし、上記の算定式の結果、調整内容積が区分名「1 A」及び「1 B」であって500以下の場合には500、区分名「1 C」であって75以下の場合には75、区分名「2 A」であって1,930以下の場合には1,930、区分名「2 B」であって750以下の場合には750の数値を用いるものとする。

3 n R は冷蔵庫の観音扉にセンターピラーを設けていない箇所数をいう。

4 n F は冷凍室の観音扉にセンターピラーを設けていない箇所数をいう。

5 d R は冷蔵庫が多扉のものにあつては d R = 1 とし、その他のものにあつては d R = 0 とする。

6 d F は冷凍室が多扉のものにあつては d F = 1 とし、その他のものにあつては d F = 0 とする。

省エネ法施行令第18条第29号に掲げるショーケースのうち、ショーケースのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成29年経済産業省告示第30号）の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を上回らないもの又は冷媒をハイドロフルオロレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするものに限る。

区分					基準エネルギー消費効率の算定式
区分名	外気の遮断	形状	温度帯	冷却方式	扉の形状
1A	クローズド	箱形	冷蔵	冷気強制循環型	スイングスライド
1B	タイプ	四面・五面ガラス式 リーチイン (冷凍機が下置きのもの)	冷蔵	冷気強制循環型	スイング
1C					E=2.61V ₃ -217
1D					スライド
1E					スイング
1F					スライド
1G	ガラスストップ式		冷蔵	冷気自然対流形	スライド
2A	オープンタイプ	多段形(天井吹出形)(薄型) 平形(片面)	冷蔵	冷気強制循環型	中温
2B					E=11.6V ₄ -440
2C					高温
2D					E=8.31V ₄ -3
2E					低温
2F					E=17.9V ₂ +1577
					中温
	冷蔵	低温	E=5.03V ₂ +1214		
		中温	E=13.4V ₂ +4321		
			E=20.7V ₂ +1558		

(備考)

- 「薄形」とは、日本産業規格B8631-1(2011)に規定する最大外形寸法に基づく奥行き(以下「製品奥行き寸法」という。)(単位ミリメートル)が800ミリメートル未満のものをいう。
 - 「片面」とは、日本産業規格B8631-1(2011)に規定する陳列室を一つのみ有するものをいう。
 - 「スイング」とは、扉の一辺に回転軸を有し、その軸を中心に回転させて開閉する扉の形態をいう。
 - 「スライド」とは、レールに沿って扉設置面に対し平行に移動させて開閉する扉の形態をいう。
 - Eは基準エネルギー消費効率単位キロワット時毎年)の数値を表すものとする。
 - V₁、V₂、V₃及びV₄は調整冷却内容積(単位リットル)であって、次の表の左欄に掲げる区分名ごとに右欄に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値とする。
- Dは製品奥行き寸法をいう。
dは天井部の奥行き寸法(単位ミリメートル)をいう。
Vは日本産業規格B8631-2(2011)付属書JBに規定する冷却内容積(単位リットル)をいう。

区分名	調整冷却内容積
1A	$V_1 = (550/D) \times V$
1B	$V_2 = V$
1C	$V_3 = (800/D) \times V$
1D	$V_3 = (800/D) \times V$
1E	$V_3 = (800/D) \times V$
1F	$V_2 = V$
1G	$V_2 = V$
2A	$V_4 = (600 / ((d+D)/2)) \times V$
2B	$V_4 = (600 / ((d+D)/2)) \times V$
2C	$V_2 = V$
2D	$V_2 = V$
2E	$V_2 = V$
2F	$V_2 = V$

(注記)ただし、上記の算定式により算定した結果、調整冷却内容積が区分名ごとに応じて、次の表の右欄に掲げる下限値以下の値となるものにあつては、調整冷却内容積は下限値を用いるものとする。

区分名	調整冷却内容積下限値
1A	172
1B	174
1C	444
1D	857
1E	389
1F	66
1G	374
2A	356
2B	267
2C	90
2D	178
2E	207
2F	163

高効率ヒートポンプ式給湯機	業務の用に供する電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の給湯機のうち、年間加熱効率（年間加熱量を年間消費電力量で除して得た数値）が、次の表の右欄に掲げる基準値以上のものに限る。	2項四十五号																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">熱源</th> <th rowspan="2">方式</th> <th rowspan="2">加熱能力</th> <th>基準値</th> </tr> <tr> <th>年間加熱効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">空気熱源</td> <td rowspan="2">一過式</td> <td>20kW以下</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>20kW超</td> <td>3.5</td> </tr> </tbody> </table>			熱源	方式	加熱能力	基準値	年間加熱効率	空気熱源	一過式	20kW以下	4.0	20kW超	3.5																		
熱源	方式	加熱能力				基準値																									
			年間加熱効率																												
空気熱源	一過式	20kW以下	4.0																												
		20kW超	3.5																												
(備考) 「加熱能力」は、温度条件が中間期に乾球温度16℃、湿球温度12℃で運転した場合とする。																															
高効率業務用ガス給湯器	業務の用に供するガス給湯器のうち、潜熱回収型のものに限る。	2項四十六号																													
省エネルギー型自動販売機	省エネ法施行令第18条第17号に掲げる自動販売機のうち、自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成19年経済産業省告示第289号）の3(2)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率以下のものに限る。	2項四十七号																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基準エネルギー消費効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">販売する飲料の種類</td> <td>自動販売機の種別</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">缶・ボトル飲料</td> <td>コールド専用機又はホットオアコールド機</td> <td>$E=0.218V+401$</td> </tr> <tr> <td>ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が400ミリメートル未満のもの)</td> <td>$E=0.798Va+414$</td> </tr> <tr> <td>ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が400ミリメートル以上のもの)</td> <td>電子マネー対応装置のないもの $E=0.482Va+350$ 電子マネー対応装置のあるもの $E=0.482Va+500$</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">紙容器飲料</td> <td rowspan="3">Aタイプ(サンプルを使用し、商品販売を行うもの)</td> <td>コールド専用機</td> <td>$E=0.948V+373$</td> </tr> <tr> <td>ホットアンドコールド機(庫内が2室のもの)</td> <td>$E=0.306Vb+954$</td> </tr> <tr> <td>ホットアンドコールド機(庫内が3室のもの)</td> <td>$E=0.63Vb+1474$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Bタイプ(商品そのものを視認し、商品販売を行うもの)</td> <td>コールド専用機</td> <td>$E=0.477V+750$</td> </tr> <tr> <td>ホットアンドコールド機</td> <td>$E=0.401Vb+1261$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">カップ式飲料</td> <td></td> <td>$E=1020(T \leq 1500)$ $E=0.293T+580(1500 < T)$</td> </tr> </tbody> </table>			区分		基準エネルギー消費効率	販売する飲料の種類	自動販売機の種別		缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機	$E=0.218V+401$	ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が400ミリメートル未満のもの)	$E=0.798Va+414$	ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が400ミリメートル以上のもの)	電子マネー対応装置のないもの $E=0.482Va+350$ 電子マネー対応装置のあるもの $E=0.482Va+500$	紙容器飲料	Aタイプ(サンプルを使用し、商品販売を行うもの)	コールド専用機	$E=0.948V+373$	ホットアンドコールド機(庫内が2室のもの)	$E=0.306Vb+954$	ホットアンドコールド機(庫内が3室のもの)	$E=0.63Vb+1474$	Bタイプ(商品そのものを視認し、商品販売を行うもの)	コールド専用機	$E=0.477V+750$	ホットアンドコールド機	$E=0.401Vb+1261$	カップ式飲料		$E=1020(T \leq 1500)$ $E=0.293T+580(1500 < T)$
区分		基準エネルギー消費効率																													
販売する飲料の種類	自動販売機の種別																														
	缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機	$E=0.218V+401$																												
		ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が400ミリメートル未満のもの)	$E=0.798Va+414$																												
		ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が400ミリメートル以上のもの)	電子マネー対応装置のないもの $E=0.482Va+350$ 電子マネー対応装置のあるもの $E=0.482Va+500$																												
紙容器飲料	Aタイプ(サンプルを使用し、商品販売を行うもの)	コールド専用機	$E=0.948V+373$																												
		ホットアンドコールド機(庫内が2室のもの)	$E=0.306Vb+954$																												
		ホットアンドコールド機(庫内が3室のもの)	$E=0.63Vb+1474$																												
	Bタイプ(商品そのものを視認し、商品販売を行うもの)	コールド専用機	$E=0.477V+750$																												
		ホットアンドコールド機	$E=0.401Vb+1261$																												
カップ式飲料		$E=1020(T \leq 1500)$ $E=0.293T+580(1500 < T)$																													

1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
 2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
 3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
 4 E、V、V_a、V_b、Tは、次の数値を表すものとする。
 E：基準エネルギー消費効率（単位キロワット時毎年）
 V：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の寸法から算出した数値をいう。）（単位リットル）
 V_a：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位リットル）
 V_b：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位リットル）
 T：調整熱容量（湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯水量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値をいう。）（単位キロジュール）

高効率テレビジョン受信機

省エネ法施行令第18条第4号に掲げるテレビジョン受信機(液晶パネル又は有機ELディスプレイパネルを有するものに限る。)のうち、テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成22年経済産業省告示第24号)の2-2に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率に、2K未満の液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）にあっては、100分の135を乗じて小数点以下2桁未満の端数を切り捨てた数値を上回らないもの、2K以上4K未満の液晶テレビにあっては、100分の112を乗じて小数点以下2桁未満の端数を切り捨てた数値を上回らないもの、4K以上の液晶テレビにあっては、100分の141を乗じて小数点以下2桁未満の端数を切り捨てた数値を上回らないもの、有機ELパネルを有するテレビジョン受信機にあっては、100分の122を乗じて小数点以下2桁未満の端数を切り捨てた数値を上回らないものに限る。

2項五十号

区分	基準エネルギー消費効率の算定式	
パネル種類	画素数	
液晶	2K未満	$E=0.00407A+30.08$
	2K以上4K未満	$E=0.00605A+56.13$
	4K以上	$E=0.00728A+62.99$
有機EL	—	$E=0.02136A-16.40$

(備考)

- 「2K」とは、垂直方向の画素数が1080、かつ、水平方向の画素数が1920のものをいう。以下同じ。
- 「4K」とは、垂直方向の画素数が2160、かつ、水平方向の画素数が3840のものをいう。以下同じ。
- 「E」及び「A」は次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位キロワット時毎年）

A：画面面積（単位平方センチメートル）

4 次の表に掲げる付加機能を有するものについては、当該高効率テレビジョン受信機に係るエネルギー消費効率から、当該高効率テレビジョン受信機が有する付加機能の区分に応じ、同表の右欄の想定消費電力量の数値を減じた数値で判断するものとする。

付加機能	想定消費電力量 (kWh/年)
2K チューナーを2つ以上内蔵	2.8
4K チューナーを2つ以上内蔵	5.5
録画装置内蔵(HDD3.5 インチ)	11.0
録画装置内蔵(HDD2.5 インチ)	4.8
録画装置内蔵(SSD)	3.7
ブルーレイディスクレコーダー又は DVD レコーダー内蔵(4K 以上に対応)	23.9
ブルーレイディスクレコーダー又は DVD レコーダー内蔵(4K 未満に対応)	16.7
動画倍速表示(4K 以上に対応)	18.3
動画倍速表示(4K 未満に対応)	17.0

(備考) 「動画倍速表示」とは、1秒間に120コマ以上の静止画を表示するものをいう。

省エネ法施行令第21条第13号に掲げるガス調理機器のうち、そのこんろ部、グリル部及びオープン部の性能について、ガス調理機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成16年経済産業省告示第315号）の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、それぞれ次の表1から表3の左欄に掲げる区分ごとにそれぞれの表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を、こんろ部にあつては下回らないもの、グリル部及びオープン部にあつては上回らないものに限る。

表1（こんろ部）

区分			基準エネルギー消費効率
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	2口以下	56.3
		3口以上	52.4
	組込形	2口以下	53.0
		3口以上	55.6
キャビネット形又は据置形		49.7	
ガスレンジ			48.4

(備考)

- 1 「ガスレンジ」とは、ガスオープンとガスこんろを組み合わせたものをいう。
- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁または台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
- 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。

表2（グリル部）

区分		基準エネルギー消費効率
燃焼方式	調理方式	
片面焼き	水あり	$E = 25.1Vg + 123$
	水なし	$E = 25.1Vg + 16.4$
両面焼き	水あり	$E = 12.5Vg + 172$
	水なし	$E = 12.5Vg + 101$

(備考)

- 1 E及びVgは、次の数値を表すものとする。
E：基準エネルギー消費効率
Vg：庫内容積（単位リットル）
- 2 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。
- 3 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。
- 4 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。
- 5 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。
- 6 「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下2桁を四捨五入した数値とする。

表3 (オープン部)

区分	基準エネルギー効率
設置状態	
卓上形又は据置形	$E = 18.6V_0 + 306$
組込形	$E = 18.6V_0 + 83.3$

(備考)

1 E及び V_0 は、次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率

V_0 ：庫内容積（単位リットル）

2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

4 「据置形」とは、台または床面に据え置いて使用するものをいう。

5 「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下2桁を四捨五入した数値とする。

高効率家庭用ガス温水機器

省エネ法施行令第18条第14号に掲げるガス温水機器のうち、ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成16年経済産業省告示第316号）の3(2)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。

2項五十三号

区分			基準エネルギー消費効率又はその算定式
区分名	用途	通気方式	
I	ガス瞬間湯沸器	自然通気式	$\eta = 77.50$
II		強制通気式	$\eta = 84.37 \times \alpha_{IIi}$
III	ガスふろがま		$\eta = 87.21 \times \alpha_{IIIi}$
IV	ガス暖房機器		$\eta = 90.32$

(備考)

1 η ：基準エネルギー消費効率（単位パーセント）

2 α_{IIi} は次の表の左欄に掲げる構造の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。

構造の種類		α_{IIi}
構造名	構造	
II-1	壁貫通型	0.9998
II-2	壁組込型	0.9869
II-3	強制給排気式	0.9900
II-4	強制排気式(従来型に限る)	0.9661
II-5	レンジフード一体型(従来型に限る。)	0.8415
II-6	その他	1.0000

3 α_{IIIi} は次の表の左欄に掲げる構造の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。

構造の種類		α_{IIIi}
構造名	構造	
III-1	壁貫通型	0.9839
III-2	壁組込型(従来型に限る)	0.9576
III-3	その他	1.0000

4 「壁貫通型」とは、日本産業規格S2092(2010)の4の表3の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ自然給排気式（BF）の機器の給排気筒トップに置き換えて設置する機器であって日本産業規格S2092(2010)の表2-屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。

5 「壁組込型」とは、壁組込型取付ボックスと一体の機器としてガス機器防火性能評定試験により評定された機器であって日本産業規格S2092(2010)の表2-屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。

6 「強制給排気式」とは、日本産業規格S2092(2010)の4の表3の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式（FF）の機器をいう。

7 「強制排気式」とは、日本産業規格S2092(2010)の4の表3の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する半密閉式かつ強制排気式（FE）の機器をいう。

8 「レンジフード一体型」とは、日本産業規格S2092(2010)の4の表3の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式の強制給排気外壁式（FF-W）の機器であって操作部がレンジフードに内蔵されており給気管及び排気管の直径が40ミリメートル以下の機器をいう。

9 「従来型」とは、日本産業規格S2091(2013)の4.4の a) の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器をいう。

高効率家庭用石油温水機器

省エネ法施行令第18条第15号に掲げる石油温水機器のうち、石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成14年経済産業省告示第435号）の3（2）に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。

2項五十四号

区分			基準エネルギー消費効率 又はその算定式
区分名	用途	加熱方式	
I	給湯用のもの	浴用なし	瞬間形
II			貯湯式急速加熱形
III		浴用あり	瞬間形
IV			貯湯式急速加熱形
V	暖房用のもの	貯湯式急速加熱形	

(備考)

1 η : 基準エネルギー消費効率（単位パーセント）

2 β liは次の表の左欄に掲げる構造の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。

構造の種類		β li
構造名	構造	
I-1	圧力噴霧式	0.9585
I-2	その他	1.0000

3 β IIIiは次の表の左欄に掲げる構造の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。

構造の種類		β IIIi
構造名	構造	
III-1	圧力噴霧式	0.9492
III-2	その他	1.0000

4 β Viは次の表の左欄に掲げる構造の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。

構造の種類		β Vi
構造名	構造	
V-1	オン-オフ制御式(従来型に限る。)	1.0051
V-2	その他	1.0000

5 「圧力噴霧式」とは、日本産業規格S3031(2009)の4.1の表2の燃焼方式による機器の区分に規定する圧力噴霧式の機器をいう。

6 「オン-オフ制御式」とは、日本産業規格S2091(2013)の4.4の e) の3) の制御及び制御装置に規定するオン-オフ制御の方式の機器をいう。

7 「従来型」とは、日本産業規格S2091(2013)の4.4の a) の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器をいう。

<p>高効率家庭用ヒートポンプ式給湯機</p>	<p>省エネ法施行令第18条第26号に掲げる電気温水機器のうち、電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第38号）の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="338 295 1123 586"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貯湯缶数</th> <th>貯湯容量</th> <th>仕様</th> <th>基準エネルギー消費効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">想定世帯 少人数</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">—</td> <td>寒冷地仕様以外のもの</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>寒冷地仕様</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">標準</td> <td rowspan="7">一缶</td> <td rowspan="2">320リットル未満</td> <td>寒冷地仕様以外のもの</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>寒冷地仕様</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">320リットル以上 550リットル未満</td> <td>寒冷地仕様以外のもの</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>寒冷地仕様</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">550リットル以上</td> <td>寒冷地仕様以外のもの</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>寒冷地仕様</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>寒冷地仕様</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多缶</td> <td rowspan="2">—</td> <td>寒冷地仕様以外のもの</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>寒冷地仕様</td> <td>2.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)</p> <p>1 「貯湯容量」とは、日本産業規格C9220(2018)「家庭用ヒートポンプ給湯機」に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量を指す。</p> <p>2 「寒冷地仕様」とは、日本産業規格C9220(2018)に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様を指す。</p>	区分	貯湯缶数	貯湯容量	仕様	基準エネルギー消費効率	想定世帯 少人数	—	—	寒冷地仕様以外のもの	3.0	寒冷地仕様	2.7	標準	一缶	320リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.1	寒冷地仕様	2.7	320リットル以上 550リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.5	寒冷地仕様	2.9	550リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	3.2	寒冷地仕様	2.7	寒冷地仕様	2.7	多缶	—	寒冷地仕様以外のもの	3.0	寒冷地仕様	2.7	<p>2項五十五号</p>
区分	貯湯缶数	貯湯容量	仕様	基準エネルギー消費効率																																			
想定世帯 少人数	—	—	寒冷地仕様以外のもの	3.0																																			
			寒冷地仕様	2.7																																			
標準	一缶	320リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.1																																			
			寒冷地仕様	2.7																																			
		320リットル以上 550リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.5																																			
			寒冷地仕様	2.9																																			
		550リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	3.2																																			
			寒冷地仕様	2.7																																			
			寒冷地仕様	2.7																																			
多缶	—	寒冷地仕様以外のもの	3.0																																				
		寒冷地仕様	2.7																																				
<p>高効率射出成形機</p>	<p>型開閉機構、計量機構、射出機構のうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。</p> <p>イ サーマモータ又はインバータ方式により油圧ポンプ用電動機の制御を行うもの。</p> <p>ロ 電動化機構により型開閉、計量、射出のいずれかを行うもの。</p>	<p>2項五十九号</p>																																					
<p>燃料電池設備</p>	<p>水素又は一酸化炭素及び酸素の化学反応により電気を発生させる設備のうち、定置用のものに限る。</p>	<p>3項一号</p>																																					
<p>発光ダイオード照明装置</p>	<p>発光ダイオードを光源とする照明装置のうち、次のイからハまでのいずれかに該当するものに限る。</p> <p>イ 投光器及び防犯灯を除くLED照明器具のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>(1) 固有エネルギー消費効率が表1に掲げる基準値以上であること。</p> <p>(2) 演色性は平均演色評価数Ra80以上であること（ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること）。</p> <p>ロ 投光器及び防犯灯であるLED照明器具のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>(1) 固有エネルギー消費効率が表2に掲げる基準値以上であること。</p> <p>(2) 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。</p> <p>ハ 電球形LEDランプのうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>(1) ランプの種類及び形状がA形であって、口金の種類がE26又はE17の場合は、表3に示された光源色の区分ごとのエネルギー消費効率の基準値以上であること。</p> <p>(2) 上記(1)以外の場合は、エネルギー消費効率が表4に示された光原色の区分ごとのエネルギー消費効率の基準値以上であること（ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、エネルギー消費効率が50lm/W以上であること）。</p> <p>(3) 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。</p>	<p>3項四号</p>																																					

表1 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準（投光器及び防犯灯を除く）

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	120lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	85lm/W以上
電球色	

（注記）

1 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものにあつては固有エネルギー消費効率の基準を95lm/W、温白色及び電球色のものにあつては固有エネルギー消費効率の基準を80lm/Wとする。

2 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を130lm/Wとする。

表2 投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率	
	投光器	防犯灯
昼光色	105lm/W以上	80lm/W以上
昼白色		
白色		
温白色	90lm/W以上	対象外
電球色		

表3 A形（E26又はE17口金）の電球形エル・イー・ディーランプに係るランプ効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	110.0lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	98.6lm/W以上
電球色	

（注記）次のいずれかに該当する場合は、表4に掲げる固有エネルギー消費効率の基準以上であること

- ①電源電圧50V以下のもの
- ②平均演色評価数Raが90以上のもの
- ③調光器対応機能付きのもの

表4 電球形LEDランプに係るランプ効率の基準（A形（E26又はE17口金）以外のもの）

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	80lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	70lm/W以上
電球色	

(注記) 調光・調色対応の電球形LEDランプについては、表4に掲げる固有エネルギー消費効率の基準から5lm/Wを差し引いた値とする。なお、当該ランプのエネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

(備考)

- 1 「光源色」は、日本産業規格Z9112(蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする。
- 2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、「LED照明器具」及び「電球形LEDランプ」に含まれないものとする。
- 3 「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具、投光器並びに防犯灯とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については、対象外とする。
- 4 LED照明器具の「固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。)。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。
- 5 「平均演色評価数Ra」の測定方法は、日本産業規格C7801(一般照明用光源の測光方法)及び日本産業規格C8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第2部:LEDモジュール及びLEDライトエンジン)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 6 「ダウンライト」とは、日本産業規格Z8113(1998)「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。
- 7 「高天井器具」とは、日本産業規格Z8113(1998)「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束11,000lm以上のものをいう。
- 8 「投光器」とは、日本産業規格Z8113(1998)「照明用語」に規定される投光器をいう。
- 9 「防犯灯」とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全通行の確保等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。
- 10 LED照明器具の全光束測定方法については、日本産業規格C8105-5(2011)(照明器具-第5部:配光測定方法)に準ずるものとする。
- 11 「電球形LEDランプ」とは、一般照明として使用する白色LED使用の電球形であり、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。
- 12 「ランプの種類及び形状がA形」とは、日本産業規格C8158(一般照明用電球形LEDランプ(電源電圧50V超))に規定する種類及び形状を表す記号が「A形(LDA)」であるものをいう。また、「口金の種類がE26又はE17」とは、同日本産業規格の口金の種類を表す記号が「E26」又は「E17」であるものをいう。

発光ダイオード照明装置に使用される照明専用白色発光ダイオード	発光ダイオード照明装置に使用される照明専用白色発光ダイオード	4項5号
電気自動車専用急速充電設備	電気自動車に充電するための設備であって、交流電流を直流電流に整流する機構及び電気自動車に搭載した蓄電池の充電を制御する機構を有するものに限る。	5項4号